

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
461	令和8年7月1日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報 ①事務の名称 2 軽自動車税賦課関連業務	Ⅰ 基本情報	1. 特定個人情報	①事務の名称	2 軽自動車税賦課関連業務	変更	【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム市区町村提供システム経由で軽自動車検査情報を取得する。 ②住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書等の提出を受け、車両情報等を取得し軽自動車税システムから車両情報等を抹消する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
462	令和8年7月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1		Ⅰ 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	変更	②システムの機能 2 軽自動車税賦課関連業務 【概要】 地方税法に基づき、墨田区に主たる定置場のある軽自動車等について、4月1日現在の所有者に対して車種等により区分され、定められた軽自動車税種別割を賦課する。 【処理の流れ】 ①住民や全国軽自動車協会連合会からの軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書等の提出（四輪等の申告は電子申告（地方税共同機構から軽OSS連携システム経由も選択可））を受け、それを基に課税情報を入力・管理する。また、住民からの申告書の提出に対し、標識交付証明書を交付する。地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報市区町村提供システム経由	削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更にあたらない。
463	令和8年7月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1		Ⅰ 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1	変更		③他のシステムとの接続 【○】 その他 （窓口支援システム）	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
464	令和8年7月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3		Ⅰ 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム3	変更	地方税に関する手続きのうち、電子申告が可能なものについて以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム ○データ連携システム ・基幹税務システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込 ○共通納税インターフェースシステム（共通納税IFS）、軽OSS連携システム ・国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送） ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送） ○地方税外部連携システム 地方団体とはLGWANにより、また国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答および回送する。	地方税に関する手続きを、以下の機能別に処理する。 ○審査システム ・利用届出データの審査、管理 ・電子申告データ（給与支払報告書、年金支払報告書等）の審査、管理 ・住登外課税データの送受信 ・特別徴収税額通知データの送信 ・年金特別徴収に関する各通知データの送受信 ・共通納税システム ○データ連携システム ・基幹税務システムとのデータ連携 ※基幹システムへの取込はネットワーク経由ではなく媒体で取込 ○共通納税システム ・国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送） ○国税連携システム ・国税連携データ（所得税確定申告書、法定調書、扶養是正情報等）の送受信、検索、出力 ・団体間回送（他自治体へ電子データを回送） ○地方税外部連携システム 地方団体とはLGWANにより、また国税庁とは国税連携同様にHULFT連携によって接続し、電子的に照会・回答および回送する。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
465	令和8年7月1日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11		Ⅰ 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム11	追加		①システムの名称：通知IFS ②システムの機能：LGWAN環境において地方団体が電子通知希望申請取得及び電子納税通知書等を登録するための中継システム。 ③他のシステムとの接続：【○】 その他（媒体での連携のため、他システムとの接続はしていない。）	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
466	令和8年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム12		I 基本情報	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム12	追加		①システムの名称：窓口支援システム ②システムの機能： 1. 窓口受付機能 届出人の種類、本人確認書類の情報を入力、および届出情報を取り込む機能。 2. 申請書作成機能 住所・氏名、署名等の情報をあらかじめ印字した申請書を出力する機能。 3. 申請書印刷機能 申請書をそれぞれの用紙種類に応じたプリンタ給紙力セットから自動出力する機能。 4. 受付情報照会機能 受付情報を複数条件で検索・特定して、内容を表示または取消する機能。 7. 管理・統計機能 届出情報について日次、月次で統計ファイルを作成、ユーザ管理情報をオンライン画面から登録・変更・削除する機能。 8. 進捗状況管理機能 受付ごとの処理状況を管理し、一覧表示する機能。 ③他のシステムとの接続： [○] 宛名システム等 [○] 税務システム	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
467	令和8年7月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 1 個人住民税の賦課業務		I 基本情報	(別添1) 事務の内容	1 個人住民税の賦課業務	変更		(図の変更)	事前	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
468	令和8年7月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 2 軽自動車税賦課関連業務		I 基本情報	(別添1) 事務の内容	2 軽自動車税賦課関連業務	変更		(図の変更)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
469	令和8年7月1日	I 基本情報 (別添1) 事務の内容 4 滞納整理関連業務		I 基本情報	(別添1) 事務の内容	4 滞納整理関連業務	変更		(図の変更)	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
470	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	2. 基本情報	④記録される項目 全ての記録項目 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	変更	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、定額減税額 (都)	1 個人住民税賦課情報ファイル (1) 識別情報 個人番号、宛名番号 (2) 連絡先等情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、世帯番号、続柄、世帯主氏名 (3) 業務関連情報 (略)、定額減税額 (都)、特定親族特別控除額、課税者の被扶養者、特定親族特別控除対象	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更には当たらない。
471	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項4	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項 4	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100満人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル (住民税賦課情報ファイル) の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔○〕 その他 (保守拠点でのシステムの直接操作) ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	提出日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
472	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先17	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先17	変更	②提供先における用途：私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	②提供先における用途：私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は一時金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
473	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先63	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先63	変更	①法令上の根拠：番号法第19条第10号及び地方税法第317条	①法令上の根拠：番号法第19条第15号及び国税通則法第74条の12第1項	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
474	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先84	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先84	追加		提供先84：法務大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 55の2の項 ②提供先における用途：出入国管理及び難民認定法による外国人の在留資格に係る許可に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
475	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先85	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先85	追加		提供先85：厚生労働大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 112の項 ②提供先における用途：雇用保険法による育児休業等給付の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
476	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先86	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先86	追加		提供先86：文部科学大臣 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の2項 ②提供先における用途：国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年五月二十二日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
477	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供先87	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先87	追加		提供先87：都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠：番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 172の3項 ②提供先における用途：高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和八年四月十五日文部科学大臣決定）に規定する高校生等・新修学支援金の支給に関する事務 ③提供する情報：個人住民税関係情報 ④提供する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥提供方法：情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
478	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先6	変更	②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	②移転先における用途：特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
479	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先12	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先12	変更	移転先12：子ども・子育て支援部子ども施設課、子育て支援総合センター ②移転先における用途： ①子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ②墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務	移転先12：子ども・子育て支援部子ども施設課 ②移転先における用途：子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
480	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先13	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先13	変更	②移転先における用途： ①生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務 ②高齢者軽度生活援助サービス事業に関する事務 ③介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業に関する事務	②移転先における用途：生計困難者等に対する介護保険サービスの利用料の減額に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
481	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先14	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先14	変更	②移転先における用途：認証保育所保育料負担軽減助成事務、助成申請者の状況把握	②移転先における用途：墨田区認証保育所保育料負担軽減助成要綱による助成金の交付に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
482	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先25	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先25	変更	移転先25：都市計画部住宅課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
483	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先47	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先47	変更	移転先47：福祉部生活福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区女性福祉資金貸付条例第8条の女性福祉資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
484	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先48	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先48	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
485	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先55	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先55	変更	②移転先における用途：国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	②移転先における用途：国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
486	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先59	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先59	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
487	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先60	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先60	変更	福祉部生活福祉課	福祉部地域福祉課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
488	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先65	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先65	変更	②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金に関する事務	②移転先における用途：年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
489	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先69	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先69	追加	移転先69：子ども・子育て支援部子育て支援総合センター ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：墨田区特別保育の利用に関する条例による休日保育、年末保育、一時保育及び緊急一時保育の利用に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
490	令和8年7月1日	【1 住民税賦課情報ファイル】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先70	【1 住民税賦課情報ファイル】	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先70	追加	移転先70：福祉部障害者福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による医療費の助成に関する事務（特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）により区が事務を処理することとされたものに限る。別表第2区長の部3の2の項において同じ。） ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：新規賦課及び税額更正時		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
491	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先71	【1 住民税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	移転先71	追加		移転先71：福祉部高齢者福祉課 ①法令上の根拠：番号法第9条第2項及び墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 ②移転先における用途：老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置に関する事務、老人福祉法による費用の徴収に関する事務 ③移転する情報：個人住民税関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数：1万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲：個人住民税の課税対象者 ⑥移転方法：庁内連携システム ⑦時期・頻度：照会を受けた都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
492	令和8年7月1日	[1 住民税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	【1 住民税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	変更	地方税法に基づき、保存年限を7年間とし、保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	墨田区における保存期間を過ぎた申告書及び届出書等については、外部業者による溶解処理を行い、廃棄している。	事前	軽微な表現の変更であり、事前の提出が義務付けられる「重要な変更」に当たらない。
493	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	3. 特定個人情報の入手・使用	③入手の時期・頻度	変更	○定期的に入手する情報 ・軽自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）情報：毎月2回入手	○定期的に入手する情報 ・軽自動車税申告書（報告書）情報：毎月2回入手	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない。
494	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100万人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル（軽自動車税賦課情報ファイル）の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔○〕その他（保守拠点でのシステムの直接操作） ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	重要な変更
495	令和8年7月1日	[3 収納管理情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	【3 収納管理情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2	追加		①委託内容：窓口支援システムの保守 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲：特定個人情報ファイルの全体、対象となる本人の数：10万人以上100万人未満、対象となる本人の範囲：本特定個人情報ファイル（収納管理情報ファイル）の範囲と同様。、その妥当性窓口支援システムについて、十分の専門知識を保有し、安定した稼働の期待できる民間事業者へ委託している。 ③委託先における取扱者数：10人以上50人未満 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法：〔○〕その他（保守拠点でのシステムの直接操作） ⑤委託先名の確認方法：墨田区情報公開条例上の情報公開請求に基づき、確認することができる。 ⑥委託先名：株式会社BSNアイネット ⑦再委託の有無：再委託しない	事前	重要な変更
496	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③保管場所	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③保管場所	追加		<LGWAN接続端末における措置> 基幹税務システムにデータを移動するための外部記録媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
497	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	II 特定個人情報ファイルの概要	6. 特定個人情報の保管・消去	③消去方法	追加		<LGWAN接続端末における措置> 外部記録媒体に一時的に記録した申請情報ファイルは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	
498	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	追加		<eLTAXにおける措置> ・マニュアルやWeb上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示・周知し、本人以外の情報の入手を防止する。 ・地方税外部連携システムにおいて振り分けられ、当団体宛ての団体間回送ファイルのみ受信可能。	事前	重要な変更
499	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置	追加		<eLTAXにおける措置> ・納税者がeLTAX（通知ポータル）の画面の誘導に従い申請フォームに必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・地方税外部連携システムにおいて団体間回送ファイル等のレイアウトが定められており、必要な情報以外を受信することはない。	事前	重要な変更
	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	追加		<eLTAXにおける措置> ・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・eLTAX（通知ポータル）の画面の誘導において、納税者に理解してもらいながら操作をしていただくことで、納税者に過剰な負担をかけることなく申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ・担当者のみが知りえるID・パスワードで地方税外部連携システムにアクセスし、当団体宛ての団体間回送ファイルを受信する。	事前	重要な変更
	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3:入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	追加		<eLTAXにおける措置> ・納税者がeLTAX（通知ポータル）から申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の申請データを受領した地方団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより本人確認を実施する。 ・当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の正確性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の正確性を検証することができないが、受け取った情報については宛名システム等を用いて正確性を確認する。	事前	重要な変更
	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3:入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3:入手した特定個人情報が入力された本人確認の措置の内容	追加		<宛名システムにおける措置> 当団体宛てに照会回答を行う地方団体が対象者の個人番号の真正性を確認した上で送信している情報であり、当団体が対象者の個人番号の真正性を検証することができないが、通信経路上は暗号化されており真正性が担保されている。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク3: 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	追加		<eLTAXにおける措置> 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を自動転記することにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。 <宛名システムにおける措置> 地方税外部連携システムから受け取った対象者の情報について、照会回答を行ってきた地方団体が設定した個人番号と氏名情報等の正確性を、宛名システム等を用いて確認する。情報が正確ではない対象者については照会回答を行ってきた地方団体に直接確認する。	事前	重要な変更
504	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	2. 特定個人情報の入手	リスク4: 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	追加		地方税外部連携システムまたは通知IFSと地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更
505	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	追加		・地方税外部連携システムまたは通知IFSにアクセスできる端末を制限する。	事前	重要な変更
	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	3. 特定個人情報の使用	リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	追加		・外部記録媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。	事前	重要な変更
507	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	追加		<eLTAXの利用における措置> ・LGWAN接続端末についてはセキュリティファイヤー等により固定し物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理などの安全管理措置を講じている。	事前	重要な変更
508	令和8年7月1日	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	〔2 軽自動車税賦課情報ファイル〕	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤技術的対策 具体的な対策の内容	追加		<eLTAXの利用における措置> ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・通知IFSと地方公共団体との間は、専用線であるLGWAN回線を用いた通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。	事前	重要な変更

項番	変更日	項目	項目①	項目②	項目③	項目④	変更区分	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
509	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容	追加		<eLTAXの利用における措置> ・LGWAN接続端末は、基本的には、申請情報ファイルの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 ・LGWAN接続端末は、基本的には、団体間回送ファイルの一時保管として使用するが、①他団体からの照会に対する自団体の回答②自団体からの照会については送信次第削除し、③他団体からの照会④自団体からの照会に対する他団体からの回答については、基幹税務システムに反映次第削除する運用にしており、古い情報のまま保管され続けることはない。	事前	重要な変更
510	令和8年7月1日	[2 軽自動車税賦課情報ファイル] III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク消去手順 手順の内容	【2 軽自動車税賦課情報ファイル】	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	7. 特定個人情報の保管・消去	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク消去手順 手順の内容	追加		<eLTAXの利用における措置> ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な情報ファイル等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。	事前	重要な変更